

受付 番号	種 目 番 号 —	連絡先	委託担当 医療局健康安全課 担当者 大谷 電 話 671-2729
----------	--------------	-----	---

設 計 書

1 委 託 名 令和6年度 梅毒普及啓発動画作成・広告出稿業務委託

2 履 行 場 所 横浜市医療局健康安全課

3 履行期間 期間 令和6年8月1日 から 令和7年3月31日 まで
又は期限 期限 令和 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
梅毒普及啓発動画の作成及びYouTube広告を用いた発信

8 部 分 払

す る (回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額		¥ (_____ . -) _____
内 訳	業 務 価 格	¥ (_____ . -) _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ (_____ . -) _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
動画作成費		1	式			
広告費 (YouTube)		600,000	回			ひと月あたり 100,000回
広告出稿作業費 (YouTube)		1	式			
その他諸経費		1	式			
	小 計					
	消費税相当額					
	合 計					

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

仕様書

1 業務名

令和6年度 梅毒普及啓発動画作成・広告出稿業務委託

2 目的

梅毒の急増が続いており、毎年過去最多の感染者が報告されている。男性は20～50歳代、女性は20歳代に多い。妊娠中に感染することにより胎児へ影響を及ぼすことや妊娠時のスクリーニング検査で初めて感染を知る状況があることから20歳代女性に向けた普及啓発動画を作成する。

動画は、YouTubeやSNS、横浜市ホームページ等で公開するほか、各種プロモーションの機会において戦略的な活用を図ることで、誰もが梅毒に感染する可能性があり、早期発見・早期治療が重要であることを普及する。また、適切な対応で予防が可能であること、無症状でも感染させる可能性があること、治療により完治すること、妊娠中の感染は胎児に影響を及ぼすことを周知する。

3 ターゲット

横浜市内の20歳代女性

4 業務内容

受託者は、業務の目的及びコンセプト等を十分理解し、動画の制作、YouTube 広告の掲出に関わる全ての業務を行うものとする。

(1) 企画・構成

契約締結後速やかに委託者（横浜市）との打合せを行い、内容を決定する。

決定した内容を基に、イラストを使用したアニメーション等で作成する。また、作成する動画一つに対し、複数パターンの動画の構成を提案する。

(2) 次の内容は、委託業務に含むものとする。

ア 素材の収集

イ 肖像権や著作権について必要な手続き

編集、納品後の加工、掲出（SNS やホームページ等へのアップ）にあたり、肖像権等に係る新たな費用を発生させないための事前処理を含む。

(3) 編集

ア 映像の加工、編集、音楽、ナレーション、テロップの挿入等の編集作業を行うこと。

イ 動画の完成までに、本市による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

(4) 製作本数及び再生時間

ア 梅毒の特徴（症状、治療等）、梅毒の増加、早期発見・早期治療の重要性、予防方法、無料匿名検査の周知（5分程度）

イ ダイジェスト版（1分程度）

ウ ダイジェスト版（15秒）

(5) YouTube 広告の掲出

ア 媒体

YouTube（スキップ可能なインストリーム広告）

イ クリエイティブ

ダイジェスト版動画（15秒）

ウ 最低目標インプレッション（完全視聴（15秒視聴））回数/月

100,000回/月以上

エ アカウント

受託者にて広告配信用のアカウントを新設し、契約終了後は速やかにアカウントを削除すること。

オ 実績報告

月ごとに掲出した実績がわかる報告を行うこと。実績は、日にち・時間帯ごとの表示回数、完全視聴回数、完全視聴率、単価等の数字結果と視聴者属性（性別、年代）結果を翌月10日までに横浜市に報告すること。また、報告をもとにした今後に向けての示唆をまとめたレポートを作成のうえ、横浜市に提案し、協議した上で実行すること。

(6) 業務実施によって収集したデータを随時分析し、履行期限内により効果的・効率的な広報戦略を展開すること。

5 成果物の納品

(1) 成果物は、次の要件、規格で納品すること。

ア 動画の規格は、9：16のものと、16：9のものをそれぞれ作成し、フルハイビジョン（1920×1080）映像とする。

イ 配信データ

SNS及び市のホームページで再生可能な形式（WMV、MPEG4、MOV）

ウ 動画制作に使用した写真やイラスト等を保存したDVD（盤面印刷を含む、コピー可能なもの）

(2) 納品場所

横浜市医療局健康安全課

(3) 納品期限

動画作成 令和6年9月30日

動画掲出 令和6年10月1日～令和7年3月31日

(4) 成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、市に指示に

より受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

6 実施に際しての注意点

- (1) 受託者は業務に先立ち、業務スケジュール・体制計画等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。本事業を総括する責任者及び訂正な人員を配置し、委託者との連絡を密にとりつつ、効果的に業務を進めること。実施計画は、委託者と受託者の協議により修正できるものとする。
- (2) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供すること。
- (3) 図やグラフ、写真など使用し、多角的な視野で啓発ができる工夫をすること。
- (4) その他、詳細の注意点については契約決定後、委託者との打合せの中で伝える。スケジュールは委託者と協議のうえ決定し、進めるものとする。
- (5) 適切な業務体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。

7 条件等

業務にあたっては、次の事項に十分配慮すること。

- (1) 業務の実施に際しては、委託者と十分に協議し、その指示に基づいて行う。受託者は、本市の意図について熟知の上、作業に着手し効率的に努めなければならない。
- (2) 本業務の検討内容及び進行状況等について、横浜市が報告・打合せ等を求めた場合、特段の理由なくこれを拒んではならない。また、横浜市が公表している又は横浜市が認めた情報以外の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 本委託に基づく成果は委託者に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。
- (4) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権は、委託者に帰属する。委託者は成果物を自由に使用し、複製もしくは翻案、変形、改変その他の修正、加工及び2次利用等、その内容を変更することができるものとする。
- (5) 受託者は、本事業実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本事業中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、委託者と事前に協議し、その指示に従う。

8 参考資料等

<動画>

- ・梅毒急増中！～梅毒は早期治療が大切です～（東京都）

梅毒、流行っています

①梅毒の発生状況②梅毒の基礎知識③梅毒の予防方法④梅毒発症時の対処方法

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/seikansensho/elearning/index.html>

- ・梅毒（新宿駅前クリニック）

<ちらし>

- ・梅毒知っていますか？（横浜市）

https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/yobosesshu/kansensho/hiv.files/0059_20230921.pdf

- ・いま、梅毒が急拡大していることをご存知ですか？（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/seikansenshou/syphilis.html